第 76 回文化審議会国語分科会（Web 開催）・議事録

令 和 ３ 年 ３ 月 １２ 日（金）
１０時 ００分 ～ １１時 ３０分
旧文部省庁舎 2 階・文化庁特別会議室

〔出席者〕

（委員）沖森分科会長，石井副分科会長，石黒，井上，入部，岩田，大木，神吉，川瀬，黒崎，佐藤，島田，関根，滝浦，田中（牧），田中（ゆ），戸田，中江，根岸，野田，浜田，福田，松岡，南田，村上，村田，毛受，森山，善本各委員（計 29 名）

（文部科学省・文化庁）矢野文化庁次長，出倉文化庁審議官，柳澤国語課長，石田文化戦略官，餐場課長補佐，津田地域日本語教育推進室長補佐，山田専門官，鈴木国語調査官，武田国語調査官，町田国語調査官，増田日本語教育調査官，北村日本語教育専門職，松井日本語教育専門職，藤田計画普及係長ほか関係官

※ 沖森分科会長及び事務局は，文化庁特別会議室にて参加。

〔配布資料〕

１　文化審議会国語分科会（第 75 回）議事録（案）
２－１　「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）」の概要（案）
２－２　新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）（案）
２－３　「「障害」の表記に関する国語分科会の考え方」の概要（案）
２－４　「障害」の表記に関する国語分科会の考え方（案）
３－１　「日本語教育の参照枠」の策定に向けたスケジュール
３－２　「日本語教育の参照枠」二次報告（案）－日本語能力評価について－
３－３　「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に向けた検討状況について（中間報告）

〔参考資料〕

１　第 20 期文化審議会国語分科会委員名簿
２　令和 3 年度予算案参考資料（文化庁国語課）
３　日本語教育に関する閣議決定等（抜粋）

〔経過概要〕

１　事務局から配布資料の確認が行われた。
２　前回の議事録（案）　が確認された。
３　沖森分科会長（国語課題小委員会主査）から配布資料２－１，２－２，２－３及び２－４を用いて，国語課題小委員会における審議について報告があり，報告に対する質疑応答が行われ，配布資料２－２及び２－４について了承された。
４　石井副分科会長（日本語教育小委員会主査）から配布資料３－１，３－２及び３－３を用いて，日本語教育小委員会における審議について報告があり，報告に対する質疑応答が行われ，配布資料３－２について了承された。
５　３月３１日に開催される文化審議会における国語分科会からの報告については，沖森分科会長に一任することが了承された。

６　事務局から，参考資料２及び３を用いて，国語課の令和３年度予算案について説明があった。
７　今期最後の国語分科会の閉会に当たり，矢野文化庁次長及び沖森分科会長から挨拶があった。
８　各委員の発言及び事務局からの説明は次のとおりである。

○沖森分科会長
ただ今から第 76 回文化審議会国語分科会を開会いたします。本日は，御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。
新型コロナウイルス感染防止のため，今回もオンラインでのウェブ会議としての開催となります。何かと御不便をお掛けいたしますが，よろしくお願いいたします。
今期最後の国語分科会ですので，国語課題小委員会と日本語教育小委員会それぞれの審議状況について経過報告をしていただき，その後，意見交換をしたいと考えております。
まず，国語課題小委員会の審議状況について，同小委員会主査である私から説明させていただきます。

それでは，今期の国語課題委員会の審議状況について御報告申し上げます。国語課題小委員会では，平成 25 年２月に第 12 期の国語分科会が取りまとめた「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」で挙げられた「「公用文作成の要領」の見直しについて」を取り上げ，公用文作成の在り方に関する検討を行ってまいりました。これに関わりますのは，本日の配布資料２－１と２－２です。配布資料２－２が，本体となる「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）（案）」，そして配布資料２－１がその概要です。
また，公用文に関する検討とともに平成 30 年５月 30 日に衆議院文部科学委員会において，さらに同年６月 12 日に参議院文教科学委員会において，政府に対し，「「碍（がい）」の字の常用漢字表への追加の可否を含め，所要の検討を行う」よう求める決議がなされたことをきっかけといたしまして，常用漢字表に関しても議論を続けてまいりました。こちらにつきましては，配布資料２－３と２－４をお配りしてあります。配布資料２－４が本体となる「「障害」の表記に関する国語分科会の考え方（案）」，配布資料２－３がその概要です。
では，配布資料２－１と２－２を御覧ください。前回の国語分科会でも御説明しましたとおり，「公用文作成の要領」は，昭和 26 年に当時の国語審議会が建議し，翌 27 年に内閣官房長官依命通知の「別紙」として国の各省庁に通知されたものです。作成されてから既に 70 年近くが経過し，現在の公用文における実態や社会の状況との食い違いも見られるため，これを見直す場合，どのような事柄を盛り込むべきかについて検討してまいりました。
今回の報告案は，前回お示ししたものをベースとして細かい内容を詰めたものであり，大きな変更はございません。これまでの繰り返しになるところもあるかと存じますが，趣旨を説明したいと思います。
近年におきましては，国の府省庁から示されるのは，告示や通知などの典型的な公用文だけではありません。そこで，報告案では，これまで「公用文」と呼ばれてきたものの範囲を整理して，文書の目的や性格，想定される主な読み手，用いられる媒体などによって分類して考えることを提案することといたしました。
配布資料２－２，報告案の本体を御覧いただきながら御説明申し上げます。

まず，5ページの「表」を御覧ください。今回の報告における重要な提案の一つがこれです。今まで用いられてきた「公用文」という言い方について，その範囲を整理して，文書の目的や想定される読み手，用いられる媒体などによって分類して考えることを提案しています。

法令に準ずるような典型的な公用文においては，これまでとの一貫性や正確さを保つという観点から，従来の表記を守っていくべきでありましょう。

一方，国民に直接向けるような文書では，もっと分かりやすく，親しみやすい書き表し方をする工夫が既に広がりつつあり，今後は，それを積極的に用いていくことを考えてはどうかというのが，この報告案の重要な提案事項になっております。

例えば，公用文では，法令に倣って特殊な送り仮名の付け方を用いる場合がありますが，広報などでは，学校で学ぶのと同じ書き方ができること，また常用漢字表にある漢字であっても，仮名で書いたり，読み仮名を付けたりすることができることなどを提案しています。

この報告案の構成は，まず前段として「はじめに」，「当報告の見方」，「基本的な考え方」とあり，その後「Ⅰ　表記の原則」となっております。

10ページを御覧ください。この「表記の原則」では，公用文における漢字の使い方や送り仮名の付け方などについて，従来の原則を中心に，詳しく説明しております。

一方で，原則を離れて，より分かりやすく親しみやすい書き方をする工夫を勧めているところもあります。

10ページの一番下の見出しを御覧ください。「エ　読み手への配慮に基づき，原則と異なる書き方をすることもできる」とあります。広報などでは既に実態として使われていたものの，ルールとして整理されていなかった点です。

19ページを御覧ください。現行の「公用文作成の要領」では，横書きの読点には「，」を用いることになっていますが，今回の報告では，実態に合わせ「、」を用いることを原則とすることを提案しています。これは公用文全体に適用すべきものと考えております。

23ページを御覧ください。ここからは「Ⅱ　用語の使い方」となります。専門用語や外来語，紛らわしい言葉などの扱いを中心に説明を行っており，現行の「公用文作成の要領」の考え方を基本としながら，具体的に，もう一歩踏み込んだ内容となっております。

次に，32ページからの「Ⅲ　伝わる公用文のために」を御覧ください。ここでは主に文，文章の書き方についての提案を行っております。この部分は，ルールを提示するというより，役に立ててもらいたい考え方を提案している部分となります。

なお，前回頂戴した御意見のうち，「メール」か「メイル」かといった外来語の表記に関する問題については，16ページのイやエで対応してあります。

また，日本語を母語としない人々に対する配慮については，これまでの記述に加えて，29ページのイとして1項目立てて，いわゆる「やさしい日本語」の使用について，より具体的に述べた部分を付け加えてあります。

以上，大まかにポイントを押さえるにとどめましたが，公用文の作成の在り方に関する報告案について御説明申し上げました。本日の会議で，この案を御了承いただけると幸いです。

なお，この報告案は，国語分科会による自主的な提案としてまとめたものです。報告後の周知方法については今後の課題であり，直ちに現在の「公用文作成の要領」が改定されるということを前提としているわけではありません。とはいえ，できるだけ効果的な周知を目指したいとも考えております。

そこで，41ページ以降には，参考資料として，「「公用文作成の要領」を改定する場合の例」として，この報告の要約版を用意いたしました。これは昭和26年の「公用

文作成の要領」の分量が 10 ページ余りのものであることから，仮に今後，政府内で「公用文作成の要領」の改定が検討されるような場合に，現行の「公用文作成の要領」の分量を意識した案も準備しておいた方がよいという判断から作成したものです。

このようなものも活用しながら，今後，事務局には望ましい周知の方法を追求していただきたいと思っております。この報告が国の府省庁で，文書作成に当たる方はもちろん，多くの方々に参考とされることを願っております。

また，この報告に基づいて，より具体的な用字用語集などを作成し，ウェブサイトで広く公開してはどうかという議論もありました。そうした取組が今後，事務局を中心に行われることを期待したいといった声が委員の中にあることも付け加えておきたいと思います。

続きまして，配布資料２－３と２－４を御覧ください。これは国会の委員会決議を受け，「碍」の字の常用漢字表への追加の可否について検討してきたものです。

決議から５か月ほどたった平成 30 年 11 月 22 日には，国語分科会として，「「障害」の表記に関するこれまでの考え方（国語分科会確認事項）」を示しました。この中では，常用漢字表は漢字使用の目安であり，個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものであること，さらに，地方公共団体や民間の組織において，表にない「碍」を用いて表記することを妨げるものではなく，それぞれの考え方に基づいた表記を用いることが可能であるということを確認いたしました。そして，その後も審議を続けてまいりました。

この審議におきましては，まず当事者の方々のお気持ちを大事にしたいという思いがありました。「害」を使った表記につらい思いをしている方がいらっしゃることを重く受け止めるとともに，いずれの表記を用いる場合にも，一切の差別や偏見を容認するものではないということは，委員の全員がずっと感じ，共有してきたことです。

そして，国会の委員会決議にあるとおり，障害の有無にかかわらず，誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う心のバリアフリーを推進していくことを私たちも心から願っております。これらのことは，改めて，しっかりと申し上げたいと思います。

それでは，配布資料２－４を中心に説明申し上げます。

１ページからの「１　常用漢字表等における漢字選定の問題として」では，国語施策の観点から，この課題についての考え方を整理しています。

「（１）漢字表の選定基準について」は，当用漢字表，常用漢字表の漢字選定の基準が，社会における漢字使用の実態を映すものであったということを説明しています。つまり，常用漢字表は，漢字を追加することで社会に新たな動きを起こそうとするものではなく，社会の動きを反映し，多く使われるようになっている漢字を結果として追加していくという性格のものであるということです。したがって，追加に当たっては，社会における使用頻度の高まりが期待されるといったことが述べられております。

次に，２ページの「（２）障がい者制度改革推進本部における「「障害」の表記」に関する検討について」では，平成 22 年の改定常用漢字表における考え方を確認しています。常用漢字表の選定基準の一つに，出現頻度などが低いとしても，社会生活上必要な漢字であれば追加するという考え方があります。平成 22 年の改定の際には，ちょうど並行して，政府に置かれた障がい者制度改革推進本部で，当事者の方々を中心に，「障害」の表記についての議論が行われておりました。この推進本部で，社会全体で「いしへん」を用いた「障碍」を用いることが決定されれば，国語分科会も国語施策の観点から，社会生活上必要な漢字として常用漢字表への追加を検討することとしておりました。そして，この考え方は現在も変わっておりません。

しかし，障がい者制度改革推進本部では合意に至らず，当面，現状の「うかんむり」の「障害」を用いるとされたままになっているという経緯がございます。

次に，「（３）常用漢字表にない新たな考え方について」では，国会委員会決議にある「選択に資する」という考え方と「他の漢字圏の国々における漢字使用の状況等に配慮する」との関係について整理しています。これらは現在の常用漢字表にはない考え方です。国語施策の根本に関わるところですから，十分な議論のないままに対応することは難しいということを述べています。

これらを踏まえ，国語施策の観点からの考え方をまとめたのが３ページの囲みの部分です。

「○ 「碍」の字を直ちに常用漢字表に追加することはしないが，国会の委員会決議の趣旨に沿い，「碍」の扱いを常用漢字表における課題の一つと捉え，出現頻度などの使用状況やこの漢字に関する国民の意識を調査するなど，国語施策の観点から，引き続き動向を注視していく。」

もう一点です。「○ 常用漢字表の次の改定が行われる際には，国会の委員会決議が取り上げている観点も参考にしつつ，選定基準の見直しが必要であるかどうか，改めて検討する。」

続いて，３ページの下段，「２　用語の問題として（より広い観点から）」の部分を御覧ください。

今回の課題については，国語施策の範囲を超えることを問われている面があります。今後，各方面で議論を深めていただくためにも，もう少し広い観点から検討したことを整理したのが，この「２」の部分となります。

「障害」の表記については，障害者政策の場での議論など，国語施策とは異なる，より広い観点から検討が行われてきてはいますが，これまでのところ，一つの表記をもって合意に至ることは難しい状況にあると思われます。これは，どのような漢字を使うかという漢字の選び方，単漢字の選択の問題であるということとともに，そもそも，どのような表現を用いるかという用語の問題ではないかということが，国語分科会の中では話題になりました。

「碍」を使うべきであるという方がいらっしゃる一方で，当事者の方たちの中にも，「害」のままにすべきであるという考え方もあります。また，「がい」の部分を平仮名で書く，いわゆる交ぜ書きについても，賛成や反対，様々な意見があります。

漢字の入替えや交ぜ書きによっても表記の問題としての合意が難しいのであれば，これを用語の問題として捉え直し，「障害者」ではない新たな用語を検討してはどうかということが取り上げられてまいりました。それでも，当事者の方々がいない場で，このことを考えるのは行き過ぎではないかということも確認されました。

この問題については，新しい用語を検討することがよいのかどうかも含め，やはり，当事者の方々を中心に検討されることが望ましい，そして，そのような検討が行われる際には，国語施策の立場から協力していきたいというところに議論が落ち着いてきました。

国語分科会の現段階の考え方は，最後の囲みのようにまとめてあります。

「○ 「障害」の表記に関しては当事者を中心とした議論が進むよう期待しながら見守りつつ，国語施策の観点からも用語全般に関する課題を広く解決していくための考え方を整理することができないか検討する。」

ここで言う「用語全般に関する課題を広く解決していくための考え方」というのは，国語施策として，用語の価値観に踏み込むような議論，審議をするといった意味ではありません。問題があるとされる用語の言い換えの方法や，誤解を招かない表現の在り方などについて，国語施策の守備範囲で検討できることがあるかどうか，慎重に考えてみてはどうかといった意味です。

以上が国語分科会の考え方の趣旨です。よろしければ，国語分科会として御了承いただければと思います。

最後に，繰り返しになりますが，いずれの表記を用いる場合にも，一切の差別や偏見を容認するものではないということは，ここにいらっしゃる国語分科会の委員，皆様方のお気持ちであろうかと思います。今回の審議をきっかけとして，より多くの方がこの課題について考える機会を持ってくださることにも期待したいと考えております。

以上，国語課題小委員会からの審議状況の報告といたします。

それでは，ただ今の私からの御説明について，何か御質問，御意見等ございましたら，お願いいたします。

○野田委員

公用文の方ですけれども，非常にいいものができたと思います。国語課題小委員会の皆さんの御努力に感謝申し上げます。

その上で一つ，お尋ねしたいのは，この報告の位置付けについてです。今の御説明にもありましたが，報告案で言うと，40 ページの「終わりに」の最後に書いてある部分です。

「以上のとおり，この報告が国の府省庁における公用文作成をはじめ，多くの人たちに参照され，活用されること，ひいては，新たな「公用文作成の要領」の実施へとつながることを願い，結びとする」という位置付けなんですが，少し及び腰の感じがします。今の「公用文作成の要領」が改定されないと，府省庁で，この報告に従うということは，なかなかしにくいと思いまして，もう少し強く改定を望んだ方がいいのではないかという気がします。その辺り，このようになっているという位置付けについてお伺いしたいと思います。

○沖森分科会長

ありがとうございます。今回の報告につきましては，その前提として，この考え方を広めていきたいということがございますが，現状では，各府省庁が，それぞれの内部での表記の慣例というものをお持ちであるということを伺っております。ですので，今後，そういった各府省庁での統一ということが基本として起こってくれば，この報告が実現へと向かうかと思います。細かい点につきまして，事務局から御説明があればお願いしたいと思います。

○武田国語調査官

御指摘ありがとうございます。実際には，既に政府内で交渉する準備を進めております。周知の方法がどのような形になるかということは今お約束できる状況ではありませんが，沖森分科会長からお話がありましたように，現状のそれぞれの取組というものがありますので，それを生かしながら，なおかつ，より国民の皆さんにとって分かりやすい公用文というものを実現していくために，この報告を皆さんに役立てていただけるよう，事務局としても努めてまいりたいと思っております。

○野田委員

ありがとうございます。せっかくこんなにいいものができたので，広めていっていただきたいと強く思います。

○沖森分科会長

ありがとうございました。

ほかにございますか。

（ → 挙手なし。）

それでは，国語課題小委員会からの審議状況についての意見交換はここまでということにさせていただきます。配布資料２－２「新しい「公用文の作成の要領」に向けて（案）」及び配布資料２－４「「障害」の表記に関する国語分科会の考え方（案）」については，今後，索引を付けたり，細かな細部の確認をしたりするなど，内容に関わらない修正はあるかと思います。細部のところはもう一度見直すということにいたしまして，この案を国語分科会としてもお認めいただいたということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（ → 国語分科会，了承。）

どうもありがとうございました。

それでは次に，日本語教育小委員会の審議状況について，同小委員会の主査である石井副分科会長から御説明をお願いいたします。

○石井副分科会長

今期の日本語教育小委員会の審議状況について，御報告申し上げます。

日本語教育小委員会では，平成 25 年の「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」で示された 11 の論点のうち，「論点３．日本語教育の標準と日本語能力の判定基準について」，前期に引き続き「日本語教育の参照枠」の策定に向けた検討を行ってまいりました。前回 11 月の第 75 回国語分科会において，「日本語教育の参照枠」一次報告の取りまとめについて御報告させていただきましたが，今期は，日本語能力判定について，「日本語能力の判定基準」等に関するワーキンググループを設置し，検討を行い，日本語教育小委員会において審議を重ねてまいりまして，２月 22 日に「「日本語教育の参照枠」二次報告（案）―日本語能力評価について―」という報告案に取りまとめました。こちらは，お手元の配布資料の３－１と３－２を使って御報告申し上げます。

また，「論点４．カリキュラム案の活用について」も，「日本語教育の参照枠」の考え方を踏まえ，国語分科会で平成 22 年に取りまとめられた「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」の改定に着手しております。こちらも令和３年度末をめどにして作業を進めているところでございます。途中経過の御報告となりますが，配布資料３－３で検討状況について御報告いたします。

それでは，配布資料３－１「「日本語教育の参照枠」の策定に向けたスケジュール」を御覧ください。

本日御報告します「「日本語教育の参照枠」二次報告（案）―日本語能力評価について―」ですが，「日本語教育の参照枠」の策定に向けた３か年の計画の２年目に当たります。令和３年度末の国語分科会取りまとめを目指し，令和元年から検討を行ってまいりました。

一次報告については，配布資料３－１の２ページのところに概要を添付しておりますが，「日本語教育の参照枠」が目指すものの三つの柱があります。「話すこと」，「聞くこと」などの五つの言語活動別に，日本語能力の熟達度をＡ１レベルからＣ２レベルという六つのレベルで示しております。さらに，各言語活動及びレベル別の言語能力記述文，この言語能力記述文のことを Can do と呼びますが，その Can do 及び Can do の作成・検証のガイドラインを収録するということをいたしました。

二次報告は，一次報告を踏まえまして，日本語能力の評価の考え方について検討を行い，取りまとめたものです。

今後，令和３年度には「日本語教育の参照枠」の活用のための手引等の作成に向けた検討を行うことを予定しておりまして，令和３年度末をめどに一次報告，二次報告，活用の手引等を合わせて「日本語教育の参照枠」として，国語分科会において取りまとめ

たいと考えております。
配布資料３－２「「日本語教育の参照枠」二次報告（案）―日本語能力評価について―」を御覧ください。副題として，「日本語能力評価について」となっております。
報告案の構成につきましては，目次を御覧ください。全部で４章の構成になっております。参考資料として，「評価の種類」や「日本語の能力判定に係る試験等一覧」を収録しております。
それでは，各章ごとにポイントを御説明してまいります。
まず，１ページ目は「１．日本語能力評価の現状と課題」です。ここでは日本語能力の評価と日本語能力を判定する試験に分けて，それぞれに現状と課題を示しました。
「（１）日本語能力の評価について」では，○の一つ目として，国内外を移動する日本語学習者が継続的に自らの日本語の熟達度を客観的に把握し，具体的な学習目標を立てて自律的に学習を進めるために有効に活用できるような評価の仕組みが求められているということがあります。
それから二つ目としては，国内外の多様な日本語学習者に対する日本語能力の評価に対応できる，国としての共通の指標等が示されていないということです。
三つ目は，日本語教育機関や日本語教師等に対して，日本語学習の目的や言語活動に応じた多様な評価の方法についての選択肢が十分に示されていないということです。
四つ目は，地域の日本語教育においては，共通的に用いることができる，簡便な評価指標というものがいまだなく，評価ツールも整備されていないということです。
五つ目は，日本語教育の個々の現場で実施できるパフォーマンス評価の方法と事例及びポートフォリオによる評価や自己評価などの多様な評価の方法と事例についても幅広く示していくことが必要であるということです。
以上の五つのポイントで課題を挙げました。
「（２）日本語能力を判定する試験について」は，一つ目，国内外で様々な試験が測定する日本語能力についての測定結果を相互に参照できる枠組みを整備して，利用できるようにすることが必要となっているということです。
次の課題は，留学生とは異なる目的，あるいは場面で言語活動を行う外国人等の日本語能力について，適切な判定がなされていないということです。
三つ目は，「話すこと」，「書くこと」に関する言語能力を評価するものが少ない，その評価のためにも基準も明示されているとは言えないような状況にあるということです。
四つ目は，日本語教育機関及び日本語学習者が必要な試験を選びにくい状況にあるという問題点です。
五つ目は，日本語能力を判定する試験実施機関に関しては，試験の実施に際し，最大限の対策が求められることです。
六つ目は，ＡＩ技術の活用やオンラインによる受験といったものが可能となるような試験の開発を促進する，そして，それによって日本語能力の判定機会の充実を図る必要があるということです。
そして七つ目として，職業分野ごとに求められる日本語能力の判定基準について策定がまだ進んでいないということが指摘されています。
以上の七つの点が課題としてございます。
次に，３ページを御覧ください。「２．「日本語教育の参照枠」における日本語教育観に基づく評価の三つの理念」というものです。
「日本語教育の参照枠」一次報告では，「日本語教育の推進に関する法律」第一条に掲げられた「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに，諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与する」，これを理念としまし

て，まず一つ目として，日本語学習者を社会的存在として捉える，二つ目は，言語を使って「できること」に注目する，三つ目は，多様な日本語使用を尊重するという，言語教育観の三つの柱を示しました。

この言語教育観の三つの柱に基づき，４ページに評価の理念として，次の三つを挙げました。４ページの黄色の囲みの部分のところを御覧ください。

一つ目として，「生涯にわたる自律的な学習の促進」です。「日本語教育の参照枠」における評価は，生涯にわたる自律的な学習の促進を目的とするという理念がございます。

それから二つ目，「学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用推進」です。言語能力記述文で示された言語能力を把握するために，多様な評価方法を提示するとともに，考え方や事例を示すことで活用を促進するということです。

三つ目は，「評価基準と評価手法の透明性の確保」です。日本語教育に携わる多くの人に参照しやすいものにすることとしております。

５ページ目の「３．「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方」です。

「（１）日本語能力観について」では，行動中心アプローチに基づき，必要なことから学んでいくことを重視するということを示しました。

次に，「（２）言語使用者及び学習者の言語能力熟達度を構成する能力」を考えたときに，言語使用者及び学習者の言語能力熟達度を構成する能力を次の四つに整理して示しました。

「①一般的能力」には，直接，言語能力とは関係がないものの，言語能力を支えている知識や技能，意欲あるいは態度というものが含まれます。

「②コミュニケーション言語能力」は，文法や語彙，発音などの知識に加えて，談話の構成能力，あるいは社会言語的な能力といったものが含まれます。

「③コミュニケーション言語活動」には，その上位に受容，産出，やり取り，仲介の四つの概念があります。さらに，この四つにひも付ける形で，「聞くこと」，「読むこと」，「話すこと」－やり取り，それから「話すこと」－発表，そして「書くこと」の五つの言語活動がございます。

「④コミュニケーション言語方略」ですが，これは分からない言葉に出合ったときに，意味を推測したり，質問したりすることができる能力のことを言います。

①から④のうち，日本語能力として評価の対象となるのは②，③，④でありまして，「日本語教育の参照枠」一次報告では，②，③，④の能力を表す言語能力記述文－Can do を示しています。

次に，７ページの「（３）客観的に日本語能力を測定する上での評価の基本的な概念」ですが，これについては，妥当性，信頼性，実行可能性という三つの概念に触れました。

また，「評価」という言葉はいろいろな意味を含むため，ＣＥＦＲにおける「評価」についての概念整理を参考として挙げました。

８ページですが，「（４）多様な評価の在り方と事例」では，①としまして「試験」，②として「パフォーマンス評価」，③としまして「自己評価」，④「相互（ピア）評価」，それから⑤として「ポートフォリオによる評価」についての事例を示しました。

19 ページからは，「４．日本語能力判定のための試験等について」でございます。

ここでは，日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応付けの手続と，試験開発に関する基本的な考え方，社会的ニーズに応える日本語能力判定の在り方について示しました。

具体的に言いますと，欧州評議会が 2009 年と 2011 年に公開した対応付けのマニュアルで示された五つの手続というものを抜粋して示しております。

これはオレンジ色の四角で囲んでいるところですが，①ＣＥＦＲへの理解を深めるということ，それから②自己点検について，そして③標準化トレーニング，④基準を設定し，試験のスコアをＣＥＦＲの段階別表示に位置付ける，そして⑤として妥当性を検証するという，五つの手続でございます。

これらの手続に沿って，ＣＥＦＲの尺度との対応付けを行った事例として，23 ページに二つの外国語試験の例を挙げております。

24 ページからの「（３）試験開発に関する基本的な考え方」では，日本語能力の判定試験開発において望まれる六つの要素とチェックリストというものを挙げました。水色の四角で囲んだ１から６，その要素とチェックリストです。水色の四角で囲んだ①から⑥が望まれる要素です。各四角の中にあるチェック項目というのは，例示として挙げているものであって，それぞれ作成する試験の用途あるいは目的に応じて，当然，項目の検討を行い，最適な判断が行われるということを重要視しております。

27 ページから「（４）社会的ニーズに応える日本語能力判定の在り方について」でございます。

①としまして「日本語能力の判定のための試験及び評価方法の開発促進」では，今後，「話すこと」，「書くこと」についての言語能力を測る試験の開発が求められていることとあります。これまでは紙ベースの集合型の試験が一般的でしたが，このほかにコンピューターを活用した試験の実施が求められていること，試験開発あるいは実施に関する専門性を有する人材の育成が不可欠であるということについて示しました。

それから②ですが，「試験及び評価実施機関に求められる主な要素」，28 ページの後半からですが，試験及び評価を実施する機関・団体に求められる主な要素として 10 の項目を示した上で，試験及び評価を実施する機関・団体は，「日本語教育の参照枠」のレベル尺度との対応付けの検証結果や，受験結果を受験者及び結果利用者に対して分かりやすく示すとともに，更なる学びへとつなげるためのフィードバックの方法についても配慮することが望まれるということを示しました。

さらに，「③日本語能力判定の有効な活用に向けて」というところですが，こちらでは「日本語教育の参照枠」のレベルと試験との対応付けの方法を示すだけではなく，その活用に向けた研修機会の確保あるいは評価担当者の育成に対する支援というものが必要であること，多様な評価の在り方を周知していくことが重要であること，日本語教育に関する試験及び評価の専門家の育成強化についても挙げました。

32 ページからは参考資料となります。

「２　評価の種類」では，ＣＥＦＲに掲載されている評価の種類を参照しまして，主なその評価の種類として 13 組の項目を掲載いたしました。

42 ページからは，「３　日本語の能力判定に係る試験等一覧」を収録しています。

国内外で実施されている日本語能力判定に係る，22 の評価・試験実施機関に対して，令和２年 12 月から令和３年１月にかけて調査を実施しまして，その結果を一覧として掲載いたしました。

ほかに，「参考文献」，「日本語教育小委員会等における検討状況」を掲載しております。

二次報告案の説明は以上でございます。

私たちは，本報告案が国内外の多様な日本語教育の現場で，日本語能力に関する評価を考える際に参照されること，日本語教育関係者のみならず，外国人とともに暮らし働く方々に，日本語能力評価に関する理解を深めていただけるようになることを願っております。

同時に，質の高い多様な日本語能力の評価方法が開発され，適切に実施，普及することにより，日本語を学ぶ方々にとって役立つことを願っております。

次に，「「生活者としての外国人」に対する「標準的なカリキュラム案」の改定に向けた検討状況について（中間報告）」について御報告いたします。配布資料３－３を御覧ください。

今期の日本語教育小委員会の二つ目の検討テーマである「論点４．標準的なカリキュラム案の活用について」，つまり，「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的カリキュラム案の見直しを目的として検討を行っているというものです。

「１．現状」の一番下に記載していますが，令和２年６月に公布，施行された日本語教育の推進に関する法律の基本方針には，次のように書かれています。

「「日本語教育の参照枠」を踏まえ，「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い，言語・文化の相互尊重を前提としながら，日本語で意思疎通を図り，自立した言語使用者として生活できるよう支援をするため」の「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について，文化審議会国語分科会において検証を行い，その改定を行う。

このことを踏まえ，今期からカリキュラム案の改定に着手いたしまして，来年度末の完成を目指して作業を行っているところでございます。

次に，「２．課題」としては五つのことを挙げております。

まず一つ目の課題ですが，カリキュラム案に示された「生活上の行為の事例」は平成22年に策定されており，10年が経過しているということから，社会状況の変化に鑑み，見直しが必要だと考えております。

それから二つ目，「生活上の行為の事例」には，例えば子育て，就労というものが含まれていますが，カリキュラム案には，これらの項目に対応する学習項目の要素が具体的に示されていません。学習項目の要素の提示が必要ということです。

三つ目ですが，カリキュラム案では，日本語の熟達度を示すレベルは示されていないということ，これもポイントの一つです。

それから，カリキュラム案では教材例集というものを示し，具体的な教材は各地域で作成することとしておりますが，これは地域の負担になっているという声が出ているというようなことです。

次いで五つ目ですが，「日本語教育の参照枠」に基づく生活Can doを作成するに際しては，国内外の展開を視野に入れて，「日本語教育の参照枠」を踏まえて，国際交流基金日本語国際センターが開発しました「ＪＦ生活日本語Can do」とも連携を取る必要があるとしております。

これらの現状と課題を踏まえた検討事項は，大きく四つございます。

一つ目は，カリキュラム案のレベルについてです。それから二つ目としてはカリキュラム案で扱う生活上の行為の見直しです。三つ目は，生活上の行為の事例に対応する言語活動別の学習項目の要素の見直しです。四つ目は，カリキュラムの作成についてということです。これらの課題が，検討事項として挙げてあります。

検討方法としては，２ページにございますように，ワーキンググループで検討された事項に基づいて，調査研究を実施することとし，その結果を基に検討を行うこととしております。

調査研究は，３ページに概要をまとめております。本年３月まで，実態調査を含めた検討を実施しているところです。

２ページに戻りますが，来年度末までに目指す成果物としては二つのものを考えております。

「日本語教育の参照枠」に基づく分野別の日本語能力記述文の「生活Can do」に収録されるCan doと，この「生活Can do」に基づく「学習項目の要素」です。これらを明確に作って成果物とするということです。

それから本年度は，新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして，調査研究の実施が遅れるなどの困難もございましたが，皆様に御協力いただき，来年度に向けて成果物を皆様にお示しできるよう，引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

日本語教育小委員会からの報告は以上でございます。

○沖森分科会長

ありがとうございました。それでは，ただ今の日本語教育小委員会の審議状況についての御説明について，何か御質問，御意見等ございましたらお願いいたします。

○井上委員

内容的なことではないのですが，先ほどの国語課題小委員会の報告を受けて，一つ提案があります。

「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）（案）」という，配布資料２－２の報告書を私も先ほど，とてもすばらしいものができたと思って読みました。同じ国語分科会が出す報告書として，国語課題小委員会の方の報告書は，読点を「，」ではなくて「、」で統一されています。日本語教育小委員会の方の報告書は，従来どおり「，」で表記されているので，同じ国語分科会が出す報告書として，表記が違っていることはどうなのかと思いました。

私としては，この国語課題小委員会の出された要領に沿ったような表記の仕方がいいのではないかと思います。

○沖森分科会長

それでは，この点について事務局の方から御説明いただければと思います。

○武田国語調査官

それでは，事務局から御説明いたします。

井上委員から頂いた御指摘ですが，今回の国語課題小委員会の公用文に関する報告（配布資料２－２）の３ページを御覧いただきますと，「当報告の見方」の「６」に「，」ではなく「、」を使った経緯が書かれております。

「６　当報告の表記は，従来の公用文表記の基準に従っている。ただし，句読点については，… 表記の実態を踏まえた検討の結果，読点には「，」ではなく，「、」を用いることとした」とあります。

現行のルールは，まだ「，」を使うということになっている中で，この報告では，今後「、」にしてはどうかということを提案していただいております。それで，この公用文に関する報告では，あえて「、」を使ったわけですが，実は，もう一つの報告である配布資料２－４は，従来どおり「，」を使うという使い分けをしております。

現行のルールでは「，」ということになっており，元々国語審議会が建議をしたところのルールでございますので，日本語教育の方も，そこは現状，守っているということです。

ただ，今回の国語課題小委員会の公用文に関する方は，今後のことを踏まえて，あえて「、」を使ったということでございます。

○沖森分科会長

ただ今の説明に関わる御意見でも結構ですし，ほかにも，いろいろと御意見等あるかと思いますが，いかがでしょうか。

○石黒委員

今回のこの第二次のものは，テスト分析の専門家や，参照枠の専門家の方，いろいろな現場で学習者を受け入れていらっしゃる方々，また日本語の専門家も含めて，本当にいろいろな方が慎重に，かつ建設的に議論して，本当に精度が高いものと言うか，非常に洗練されたものが作られているということに感銘を受けております。

そういうことですので，中身についてではないんですが，２点ほど，今後の活用ということも含めて伺いたいと思います。

これから活用の手引のようなものも作っていかれるし，また標準化，標準的なカリキュラム案との接続もされていくんだろうと思います。私の記憶違いだったら申し訳ないんですが，確か第一次の方は，漢字の扱いということが比較的前面に出ていました。それが今回は，余り出ていないような印象を受けました。

この枠組み自体は包括的，かつ共通の枠組みですので，それについては何の異論もありませんが，今後それを活用していくに当たって，対象は，東アジアや，ベトナム，観光文化も含めればもっと広がることが考えられます。学習の場合，自分自身の母語との距離というものがありますので，遠い場合は，例えばＡ１，Ａ２レベルをもっと細かく分ける必要が出てくるような学習者もいれば，反対に，それは余り必要としないような学習者もいるという可能性もあると思うんです。今後，運用上の問題だと思うんですが，活用されるに当たって，そういうことが想定されているのかということが一つ伺いたい点です。

もう一つ，学習者を対象にしているということですが，自分に照らすと，ネイティブ・スピーカーでもできないと思うことがＣレベルになるとあります。私自身の周りでも，外国籍の方であっても日本語は私以上にできる人は何人もいます。

今回，生涯にわたる自律的な学習の促進ということで，それはとても重要なことだと思いますし，日本語教育に携わる者はそういう気持ちでなければいけないと思います。

ただ，学習者と言っても，生涯にわたって自律的に学習し続けなければいけないというのは大変でしょう。実は学習者だけではなくて，第一言語話者にも共通した問題だと私は思います。私自身も完璧な言語運用には程遠い状況でしかできていないわけで，どんな人であっても，言語運用は本当に生涯にわたる課題です。また，このようなweb 会議の時代になってくると，いろいろな新しい関連語彙なども新たに習得し，また，このようなオンラインコミュニケーションの新たな方法も習得しなければいけないということで，常に，誰もが学習者なんだろうという気がします。

ですから，これは，もちろん日本語教育小委員会で出てきているものですが，将来的に，日本語教育の問題というよりも，より広く，ほかのものと接続する―国語教育であるとか，あるいは生涯教育であるとか，文化庁として，もっといろいろなものと接続できれば，より活用の方途として，広がるのではないかと思います。

以上２点について，もしお考えがあればお聞かせください。

○沖森分科会長

ありがとうございました。

それでは，日本語教育小委員会から，どなたかお答えいただければと思いますが，いかがでしょうか。

○根岸委員

では，私でよろしいでしょうか。

○沖森分科会長

お願いいたします。

○根岸委員

御指摘ありがとうございました。漢字については，一次報告ほどは，二次報告（案）では取り上げていないということは事実かと思います。

ただ，今後の課題ではあるのは間違いないので，引き続き検討していきたいと思います。

それから，２点目の母語話者でも達成できないのではないかということですが，それは本当に御指摘のとおりで，今まで私の経験でも，この Can do ディスクリプター（descriptor　記述文）を見た人たちが，かなり能力が高くても，自分でも難しいかもしれないと言ってきています。

今回の報告書の中には，余り書かれていませんが，実は本体のＣＥＦＲの方には，これは母語話者モデルで能力を記述しているわけではないということが繰り返し書かれています。

ですから，今，石黒委員がおっしゃったように，これは母語であっても，まだ自分の言語使用として磨いていく部分というものも書かれていると読み取るのがいいのではないかと思います。

今回は 2001 年版のＣＥＦＲに限って参照枠を作った形になっていますが，2020 年版でコンパニオンボリューム（Companion Volume　補遺版）が出ておりまして，そちらの中ではディスクリプターの中からも「母語話者」という言葉を全部，「その言語の話者」などのほかの言葉に置き換えております。

最終的なゴールを母語話者のようにするという母語話者モデルの能力記述の枠組みもほかではありますが，ＣＥＦＲはそうではありません。Council of Europe では，その考え方が強まっていると思います。

今回の報告書はこれで，ほぼ固まっているわけですが，今後，実際に活用していく中で，場合によっては，そこの部分に関してもう少し説明をしていくということが，広く理解していただく中では重要ではないかと思っております。

○沖森分科会長

ありがとうございました。

それでは，事務局からもお願いいたします。

○松井日本語教育専門職

漢字の扱いについて事務局から説明させていただきます。御指摘のとおり，一次報告において漢字の扱いについて言及がございました。今年度は，それを受けまして，調査研究として，主に日本語教育の教材に使われている漢字についての調査を行い，現在，最終的な報告書を取りまとめているところでございます。

来年度，令和３年度からは，その調査研究の結果に基づき，漢字の扱いについて，日本語教育小委員会で審議を進めていく予定となっております。

○沖森分科会長

ありがとうございました。

では，ほかに御質問，御意見等ありましたらお願いいたします。

○福田委員

御検討ありがとうございました。一つ質問というか確認なんですが，配布資料３－２の６ページ，「③コミュニケーション言語活動」のところです。言語活動は四つのモ

ードから構成されているということで，それを五つの言語活動として検討なさったと理解いたしました。

その中の「やり取り」というのが非常に重要かと考えておりまして，「話すこと」のやり取りは入っています。一方，「書くこと」のやり取りについて，今こういうコロナ禍の中で，メールの作業量が非常に増えている，あるいはツイッターやＬＩＮＥなどといったところでは，やり取りを前提とした書く作業というのが今の社会の中で非常に多くなっていると思います。

外国の方が日本の社会の中で働くときにも，書き言葉でのやり取りが多くあると感じております。

そうなると，今回の報告には入っていないけれども，今後，入れていくといった見通しがあれば，教えていただければと思います。

○沖森分科会長

ありがとうございました。この点につきまして，どなたかお答えいただけますか。

では，根岸委員，お願いいたします。

○根岸委員

御指摘の点はとても重要な点で，一次報告の審議でも私も何度か，その点は触れておりました。

先ほども申し上げましたように，今回は，2001 年版のＣＥＦＲに基づいており，20 年近く前に作られたものなので，その辺りの部分で，まだ弱いところがあります。

今後，2020 年版をどのように取り入れるかを議論していく必要があると認識しています。そちらでは様々なオンラインコミュニケーションに関するディスクリプターなども提示されております。

今おっしゃったようなオンライン・リトゥン・インタラクション（online written interaction）も今後は，日本語としても積極的に取り入れていくべきではないかというのが個人的な考えです。日本語教育小委員会全体の中でも，そのような議論は出ていたかと思います。

○沖森分科会長

どうもありがとうございました。

では，ほかに御質問，御意見等ありましたらお願いいたします。

（ → 挙手なし。）

それでは，意見交換はここまでということにいたします。

配布資料３－２「「日本語教育の参照枠」二次報告（案）－日本語能力評価について―」につきましては，今後，細かな細部の確認をするなど，内容に関わらない修正はあるかと思いますが，国語分科会としてお認めいただいたということでよろしいでしょうか。

（ → 国語分科会，了承。）

ありがとうございました。

なお，３月 31 日（水）に開催予定の文化審議会での報告につきましては，この二つの小委員会からの報告を私に御一任いただけるでしょうか。

（ → 国語分科会，了承。）

どうもありがとうございました。

それでは次に，「その他」の案件といたしまして，国語課関係の令和３年度予算案について，事務局から御説明をお願いいたします。

○藤田計画普及係長

それでは，参考資料２を基に簡単に御説明させていただきます。令和３年度の政府予算案につきましては，昨年 12 月末に閣議決定がされまして，現在，国会において御審議いただいているところです。

国語課関係の予算について簡単に御説明申し上げます。参考資料２の１ページ目を御覧ください。

国語課関係の予算は，大きく三つの柱で構成されております。

一つ目の「文化審議会国語分科会」に係る予算につきましては，前年度とほぼ同額で所要の予算を確保しております。

二つ目に，「国語施策の充実」につきましては，これまでの事業を引き続き着実に実施するということで，前年度とほぼ同額の約 4,800 万円を計上しております。

三つ目に，「生活者としての外国人に対する日本語教育の推進」につきましては，来年度の予算案に少し変化がございまして，前年度約９億 5,000 万だったものが，令和３年度には約９億 9,000 万円に増額されています。

内訳では，特に日本語教育に関する調査及び調査研究が約２倍の増額となっています。これは，外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律などを踏まえ，日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究のための予算となっており，「日本語教育の参照枠」や日本語教師の国家資格に関する調査研究等を行う予定です。

以上，予算案を簡単に御説明しました。

個別の事業概要については，参考資料２の４ページ目以降を御覧ください。

○沖森分科会長

ありがとうございました。では，ここまでのところで何か御質問等あればお願いいたします。

（ → 挙手なし。）

引き続き，事務局から何か連絡事項等があればお願いいたします。

○藤田計画普及係長

今期最後の文化審議会の総会が３月 31 日（水）に予定されております。そこで，国語分科会として本日おまとめいただいた三つの報告などについて説明を行うこととなっております。説明者は，先ほど御一任いただきましたとおり，沖森分科会長に務めていただく予定でございます。

なお、今期、国語分科会としては今回が最後であるため、本日の国語分科会の議事録については、案が出来たところで委員の皆様に一度お送りして御確認いただき、頂いた修正を反映させたものを再度確認していただくことで確定として公開したいと考えております。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○沖森分科会長

それでは次に，矢野文化庁次長から閉会の挨拶をお願いいたします。

○矢野次長

文化庁次長の矢野でございます。沖森分科会長，石井副分科会長をはじめ，委員の皆

様方におかれましては，小委員会での何回にもわたる非常に熱心な御議論も含め，それぞれのテーマについて御審議いただき誠にありがとうございました。

本日，国語に関する報告といたしまして，「新しい「公用文作成の要領」に向けて」と，「「障害」の表記に関する国語分科会の考え方」を頂戴しております。

「新しい「公用文作成の要領」に向けて」につきましては，例えば「、」と「，」など，非常に大きな方針を示していただいたものと考えております。「障害」の表記につきましては，正に当事者に寄り添った形で丁寧な御審議を頂戴したこと，厚く御礼申し上げたいと考えております。

さらに，日本語教育に関する報告といたしまして，「「日本語教育の参照枠」二次報告－日本語能力評価について―」をお示しいただいております。日本語教育については，日本語教育推進法が公布，施行され，令和２年６月にも基本方針が閣議決定されるなど，これまで以上に，その充実の必要性が高まっていると考えております。先ほど係長から予算の話がありましたが，今後かなり伸び代のある分野だと考えているところでございます。

国語課題小委員会では７回，日本語教育小委員会では６回，ワーキンググループで８回にわたって精力的に御審議をいただき，これらを取りまとめいただきましたことに改めて感謝申し上げたいと思います。

本日で第 20 期の国語分科会の審議は終了となりますけれども，先ほど申し述べたとおり，国語についてのことについては，正に，国語は文化の基盤でございますので，引き続き御指導を賜れればと思います。日本語教育については，新たな分野等，これから大きく前進しないといけない部分でございますので，引き続き国語施策，日本語教育施策全般につきまして御指導賜りますよう，よろしくお願い申し上げます。文化庁としましても，これまで以上に国語施策，日本語教育施策につきましては力を入れてまいりたいと考えておりますので，何とぞよろしくお願い申し上げます。

○沖森分科会長

ありがとうございました。

これで今期の国語分科会は最後ということになりますので，私からも一言御挨拶申し上げたいと思います。

この１年間，コロナ禍の中，様々な難しい局面，先が見えず不安な状況が続いてまいりました。いまだ新型コロナウイルスの収束には至らず，社会全般において多くの問題を残したまま次の年度を迎えることを余儀なくされております。

それはそれといたしまして，この１年間，委員の皆様方におかれましては，国語分科会の審議，議論に真摯に向き合ってくださり，誠にありがとうございました。

今後とも，この国語分科会に御協力くださるとともに，皆様方のますますの御発展と御健康を心よりお祈り申し上げます。

それでは，これで第 76 回の文化審議会国語分科会を終了いたします。本日は，お忙しい中，御出席いただきましてありがとうございました。